3　協会は、第1項の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、厚生労働大臣の承認を受けた基準に従って、事業年度の期間中健康保険勘定において一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

4　協会は第十三条に規定する様式により、勘定ごとの財務諸表及びこれらの附属明細書を作成しなければならない。ただし、附属明細書について勘定別の内訳を明らかにした場合は、勘定別の附属明細書の作成は要しない。

附則に次の二条を加える。

（船員保険事業に係る事業計画及び予算）

第四条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第二十二条の規定により協会が作成する船員保険事業に関する事業計画及び予算については、第三条から第十条までの規定の例によるものとし、当該事業計画及び予算の認可の申請については、第十一条第一項の規定の例によるものとする。この場合において、同項の申請書には、同項第一号から第四号までに掲げる書類を添付することを要しないものとする。

（船員保険承継調整積立金）

第五条　雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定により協会が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の規定により協会が承継した権利に係る資産の価額の合計額から、同項の規定により協会が承継した義務に係る負債並びに同条第二項の規定により政府から協会に出資された金額及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十六条の規定により協会の準備金として整理された額の価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、船員保険承継調整積立金として船員保険勘定の貸借対照表の純資産の部に計上するものとする。

2　前項の船員保険承継調整積立金は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる施行の日（次項において「施行日」という。）の属する事業年度に係る利益又は損失の処理に際して、その全額を取り崩すものとする。

3　施行日の属する事業年度において、前項の規定により取り崩した船員保険承継調整積立金の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、利益の処分又は損失の処理に関する書類に記載するものとする。

様式第五中「年　月　日」を削り、同様式の次に次の六様式を加える。

様式第六号

有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：千円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額	摘　要
有形固定資産									
	計								
無形固定資産									
	計								

（記載上の注意）

i　有形固定資産、無形固定資産について記載すること。

ii　「有形固定資産」、「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。

iii　「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

iv　「減価償却累計額」の欄は、減価償却費を損益計算書に計上する有形固定資産にあっては減価償却費の累計額を、無形固定資産にあっては償却累計額を記載すること。

v　「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成14年8月9日企業会計審議会）に基づき減損損失を認識した場合には、貸借対照表上直接控除した当期の減損損失を「当期減少額」の欄の内書（括弧書）として記載すること。

vi　期末残高から減価償却累計額を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載すること。

vii　災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合、又は同一の種類のものについて貸借対照表の総資産の1％を超える額の増加若しくは減少があった場合は、主な理由及び設備等の額を脚注すること。

様式第七号

引当金の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘　要
			目的使用	その他		
計						

（記載上の注意）

i　前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、各引当金の設定目的ごとの科目区分により記載すること。

ii　「当期減少額」の欄のうち、「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

iii　「当期減少額」の欄のうち、「その他」の欄には、目的使用外の理由による減少額を記載し、減少の理由を「摘要」の欄に記載すること。

iv　貸倒引当金については、引当の対象となる各債権の貸倒見積額の算定方法を「摘要」の欄に記載すること。

様式第八号

資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
資本金					
健康保険法第160条の2の規定による準備金又は船員保険法第124条の規定による準備金					